

館林市立成島保育園の民間移管に係る移管前協定書

館林市(以下「甲」という。)と学校法人富士学園(以下「乙」という。)は、令和8年4月1日をもって行う館林市立成島保育園(以下「当該保育園」という。)の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、甲が乙に移管する当該保育園の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

(有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和8年3月31日までとする。

(移管決定の履行)

第3条 乙は、甲から受けた結果通知書(令和7年4月25日館市第018175号)の決定を乙の理由によって解除することはできない。

(移管に対する協調)

第4条 甲と乙は、当該保育園の移管にあたっては、利用児童の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図れるようにする。

(申込内容の遵守)

第5条 乙は、館林市立保育園民営化事業者募集要項において申込みの際に提出した書類に記載した提案内容を乙の理由によって変更することはできない。

(三者協議会)

第6条 甲は、乙及び当該保育園の園児の保護者の三者間で、移管に伴う諸事項について合意形成を図るため、三者協議会を行う。その他、甲乙協議後に必要と判断した場合には、関係者を参加させることができるものとする。

(信義誠実の原則)

第7条 甲及び乙は、本協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、記録媒体等の使用にあたっては、個人情報の漏えい事故等の防止に努める等、適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、本協定書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 本協定書に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、相互に1通を保有するものとする。

令和7年5月26日

甲	住	所	群馬県館林市城町1番1号
	氏	名	館林市長 多田 善宏

乙	住	所	群馬県館林市富士見町5番1号
	氏	名	学校法人富士学園 理事長 倉上 皖教